

公設民営の手法による新中高一貫教育校(仮称:大阪市立第131中学校・第21高等学校)の設置について

新中高一貫教育校の開設目的

国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するための英語による優れたコミュニケーション能力の習得と、自国の伝統や文化に根ざした国際理解教育に重点を置いた教育活動を通じ、地球的視野に立って行動するための態度・能力を育成し、大阪の産業の国際競争力の強化及び大阪における国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材を育てる。

新中高一貫教育校の教育の特徴

- ・中高一貫教育校としては全国初となる公設民営の手法で学校運営を行い、英語教育に実績のある民間のノウハウを最大限活用する。
- ・具体的には、公立学校としての教育水準及び公共性を教育委員会が担保しつつ、現行の公務員制度とは異なり、外国人教員等の柔軟な任用により、多様な人材を安定的に確保する。
- ・英語を母語とする多数の専任外国人教員の指導のもと、学校生活全般の中で生きた英語力を身につける。
- ・「国語」以外の一部の教科等で専任外国人教員により英語を用いて授業を実施することにより、英語ベースで学習内容の理解を深化させ、国際社会における様々な分野において英語による多数者間折衝や交渉能力を育成する。
- ・国際的に通用する実践的な語学力や起業家精神を育成するため、産業やビジネス現場の第一線で活躍中の外国人による指導が可能。
- ・課題探究型の授業を多く実施し、突出した才能や強い個性をもつ生徒にも対応する柔軟性のある教育。

新中高一貫教育校の概要

開校時期 平成31年4月 開校

所 在 地 大阪市住之江区南港中2-7-18 (大阪市立南港渚・南港緑小学校跡地)

募集定員 中学校80名、高等学校80名
平成34年度より高等学校160名(内部進学80名、外部募集80名)

設置学科 高等学校…(仮称)グローバル探究科

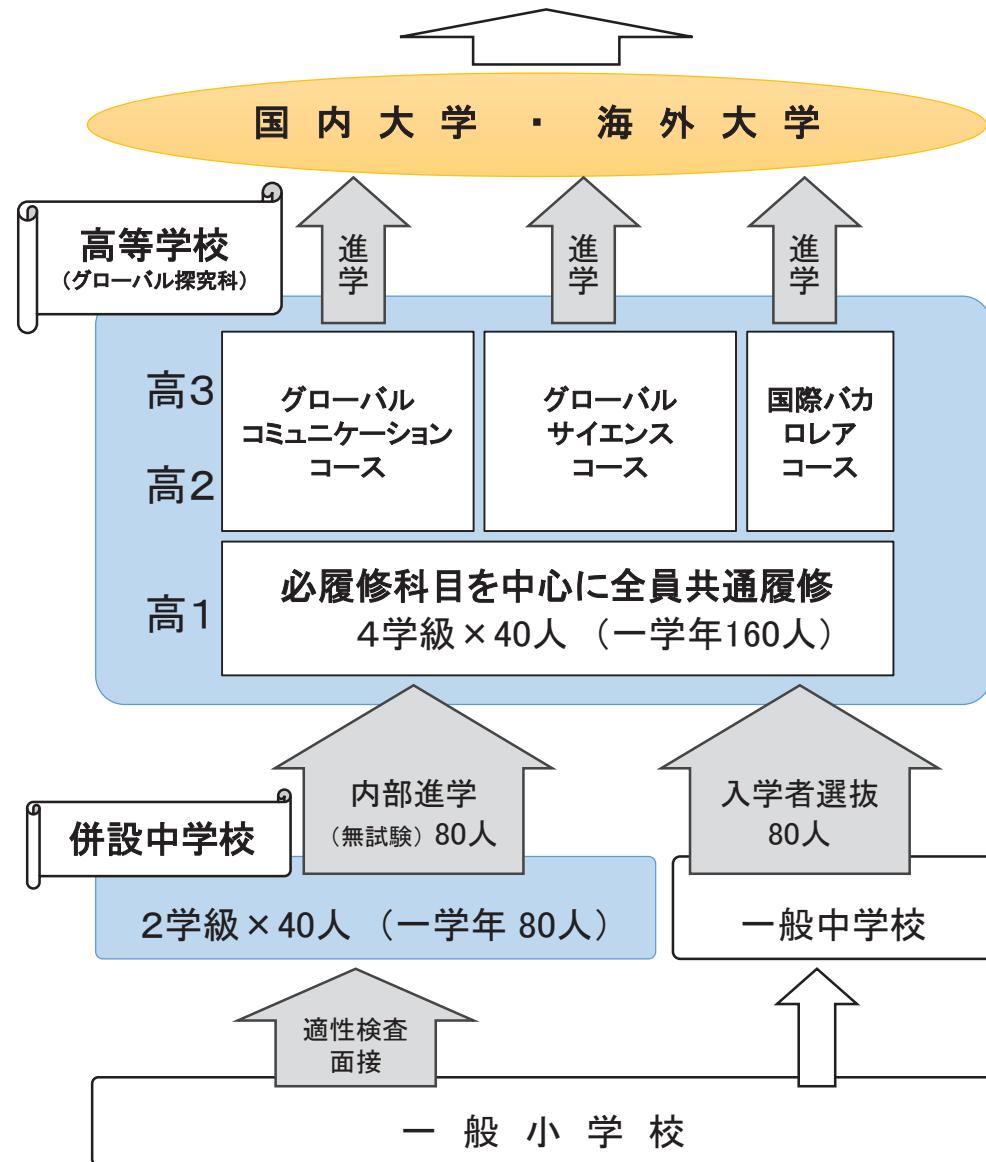
コ ー ス 中学校…全員共通のコース
高等学校…国際バカロレアコース・コミュニケーションコース・サイエンスコース

特 色 中高ともに、英語を母語とする専任外国人教員による英語教育の充実
中高ともに、国語以外の一部の教科等で専任外国人教員等による英語イマージョン授業の実施
高等学校において、国際バカロレア・ディプロマプログラムの実施



新中高一貫教育校のイメージ

国際社会でリーダーシップを発揮し活躍するとともに、
将来の大坂の経済成長を牽引する人材へ



新中高一貫教育校のめざす学校像

『世界に羽ばたき、イノベーションを牽引し、
将来の大坂を担っていく人材の育成』

- ①大阪の子供たちが、国際社会で活躍し、大阪の経済成長を牽引する人材へと成長する学校
- ②多くの専任外国人教員から生きた英語を学び、優れた英語運用能力を身につけ、地球的視野に立って主体的に行動できる人間へと成長する学校
- ③突出した才能や強い個性をもつなどの多様な子供に対して、これまでの公教育ではカバーできなかった、突き抜けた異才にも十分対応する柔軟性のある学校
- ④先進的な教育プログラムを実践し、拠点校として大阪の学校教育全体の学力向上に寄与する学校
- ⑤新しい時代における、新たな学校運営のスタイルをもつ学校として、生徒の多様な学校選択のニーズに応える学校
- ⑥海外からの帰国生徒や大阪で働く外国人の子供たちと、大阪の子供たちとが切磋琢磨し学び成長する学校

⇒ 学校の管理・運営を民間法人に委託する公設民営の手法により、公立学校としての教育水準及び公共性を教育委員会が担保する。また、現行の公務員制度とは異なり、外国人教員等も含めて、能力等に応じた柔軟な処遇や配置により、多様な人材を安定的に確保していくことが可能となる。

①民間法人が管理することによる柔軟な人事管理制度

- ・公務員制度では任用できない職種への外国人教員の配置が可能（主幹教諭等）
- ・人件費を柔軟に設定できるため、能力や実績のある外国人教員等に対し給与の優遇措置が可能
(教育目標を達成するためには、能力や実績のある外国人教員による高いレベルでの指導が不可欠)
- ・多様な任用形態、勤務条件が可能となるため、産業やビジネス現場の第一線で活躍中の外国人を教諭として登用することが可能（スーパー外国人教諭）

②多様な人材の招聘が可能

- ・民間法人の海外ネットワークを活用し、国際バカロレア教育等の経験が豊富な外国人などを正規の教員として円滑に招聘することが可能

③民間法人の運営ノウハウの導入

- ・生徒の海外大学進学や海外留学に、民間法人の海外ネットワークを活用することが可能
- ・本市教員を研修派遣することにより、民間ノウハウを本市の学校へ還元することが可能

④公立学校としてのメリット

- ・公立並みの授業料設定（中学校は無償）により、広く市民全体に教育プログラムの提供が可能

公設民営学校と公立学校との比較

	公設民営学校 (国家戦略特区)	公立学校
設置者	地方公共団体	地方公共団体
学校の位置づけ	公立学校	公立学校
学校の管理・運営	受託法人	教育委員会
学校運営のチェック	教育委員会が運営を監督	教育委員会が運営を監督
対象	併設型中学校 高等学校 中等教育学校	制限なし
外国人教員	教諭として任用可能	常勤講師として任用
外国人管理職	任用可能	任用不可
中学校授業料	無償	無償
私学助成	-----	-----
人件費国庫負担 (中学校部分)	あり	あり
教員の特別待遇	可能	不可能

公設民営学校のメリット

- 教諭以上の職種への外国人教員の配置が可能となるなど、教員の任用について柔軟な対応が可能
(例:産業やビジネス現場の第一線で活躍中の人材を教諭として登用することが可能)

- 給与を柔軟に設定できるため、能力や実績のある外国人教員等に対し、給与の優遇措置が可能

公設民営学校と私立学校 の比較

	公設民営学校 (国家戦略特区)	私立学校
設置者	地方公共団体	学校法人
学校の位置づけ	公立学校	私立学校
学校の管理・運営	受託法人	学校法人
学校運営の チェック	教育委員会が 運営を監督	学校法人の責任
対象	併設型中学校 高等学校 中等教育学校	制限なし
外国人教員	教諭として任用可能	教諭として任用可能
外国人管理職	任用可能	任用可能
中学校授業料	無償	有償
私学助成	-----	あり
人件費国庫負担 (中学校部分)	あり	なし
教員の特別待遇	可能	可能

公設民営学校のメリット

- ・国家戦略特区法の趣旨に沿って、市教委としての方針をダイレクトに学校運営や教育課程等に反映できる

- ・中学校段階は、無償であるとともに、義務教育費国庫負担法の対象

公設民営学校と公私協力学校 の比較

	公設民営学校 (国家戦略特区)	公私協力学校 (構造改革特区)
設置者	地方公共団体	協力学校法人
学校の位置づけ	公立学校	私立学校
学校の管理・運営	受託法人	協力学校法人 (地方公共団体 の支援・間接的 な関与)
学校運営の チェック	教育委員会が 運営を監督	
対象	併設型中学校 高等学校 中等教育学校	幼稚園 高等学校
外国人教員	教諭として任用可能	教諭として任用可能
外国人管理職	任用可能	任用可能
中学校授業料	無償	-----
私学助成	-----	なし
人件費国庫負担 (中学校部分)	あり	なし
教員の特別待遇	可能	可能

公設民営学校のメリット

- ・国家戦略特区法の趣旨に沿って、市教委としての方針をダイレクトに学校運営や教育課程等に反映できる

- ・学校運営等に知見がある教育委員会がチェックできる(公私協力学校は一義的には首長部局が担当)

- ・計画的かつ継続的な教育課程の下で中高一貫教育を行うことができる

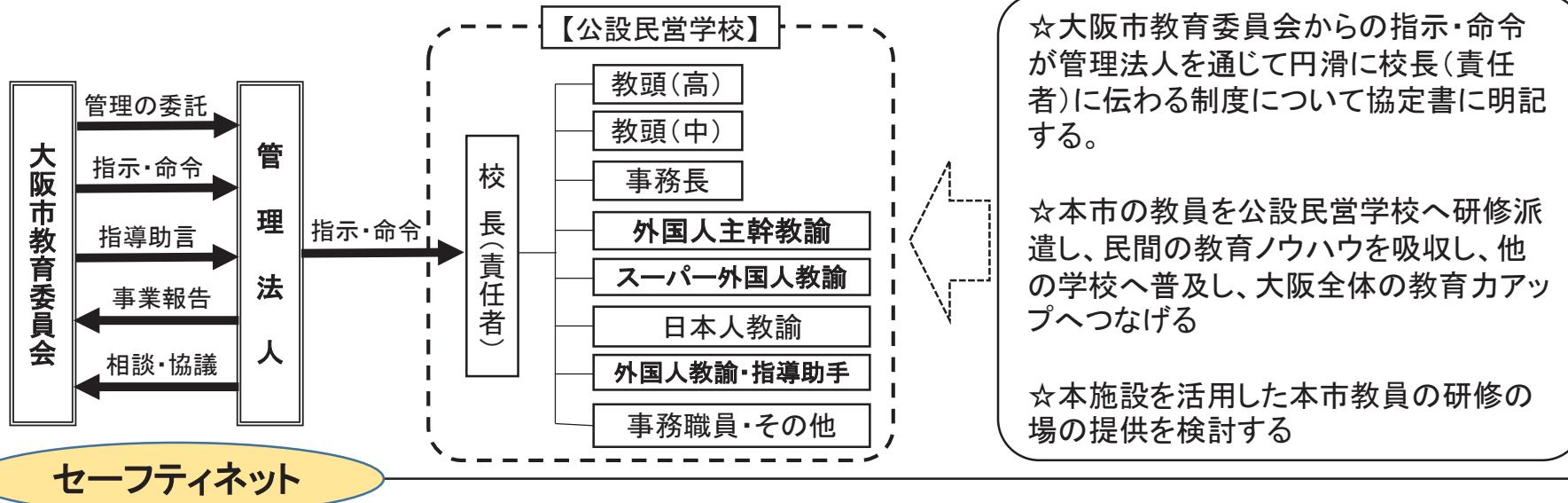
- ・中学校段階は、無償であるとともに、義務教育費国庫負担法の対象

管理体制

- ⇒ 市条例において、学校法人、準学校法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO 法人に限定することを明記し、法人指定に当たっては議会の議決を求める。
- ⇒ 市条例において、指定手続・基準、欠格条項、協定の締結内容（事故発生時の責任分担、費用管理、個人情報の管理等）について明記することを予定。
 - ・役員は、学校管理に必要な知識又は経験を有する者であり、職員を含め、職を退いた後も業務に関して知り得た秘密に関する守秘義務が課される旨、市と管理法人との間で締結する協定書に確認的に明記。
 - ・安定的かつ継続的な管理に必要な経理的基礎や技術的能力を有すること等を規定。
 - ・費用管理については、市が支出する学校経費を当該学校の教育以外の目的に流用させないようとする旨を協定書に明記。

市の関与

- ⇒・国家戦略特区法に基づき、事業報告書の毎年度の作成・提出、自己点検評価・学校関係者評価の実施公表を求める。また、管理の適正を期するため、管理業務・経理の状況に関し報告を求め、実地調査し、必要な指示を行う。
- ⇒・万一、指示に従わないときや管理の継続が適当でないと認めるときは、指定の取り消し、管理の業務の停止を命じることとする。



- ⇒・万一、管理法人が管理の継続が困難となる事態が生じた場合、学校教育法の原則に立ち戻り、市自らが、異動などにより必要な教職員を確保し、責任をもって当該学校を管理し教育活動を継続することとする。
- ・管理法人が管理の継続が困難となる事態に備え、教育の継続性・安定性の観点から、教育委員会が指定法人の教職員であった者を一時的に任用するなどの措置を、指定に際しての条件にすることとする。

法令の遵守

- ・公立国際教育学校等は、1条校として必要な条件を満たすものであること
⇒ 市条例において、教育基本法、学校教育法等の法令を遵守し、誠実に管理を行うこと等を明記。

(具体的な運用)

- ・教員：全ての教員が教育職員免許法に規定する相当免許状を有すること
 - ・教科書：検定教科書を使用し、他の市立学校と同じく教育委員会が採択する。
 - ・教育課程：学習指導要領等に従い編成し、教育委員会の承認を得る。
 - ・教員配置計画：毎年教育委員会に提出させ、教育委員会により教員の教員免許状についての確認を行う。
 - ・設置基準：文部科学大臣の定める中学校設置基準及び高等学校設置基準を遵守。
- ⇒ 市条例において、入学、卒業、退学等の手続・基準について定めることとし、校長が各許可・処分を行うにあたっては、あらかじめ教育委員会に協議しなければならないこと等を明記。

教育上特別の配慮を必要とする生徒への支援体制

⇒ 新中高一貫校では、発達障害等を含む全ての生徒に対し、個の特性に応じた支援人材や介助補助員を配置するなど充実した支援体制を整えるとともに、突出した才能や強い個性をもつなどの突き抜けた異才に対し、その才能を伸ばす教育を行うために必要な民間アドバイザーを配置するなどの支援体制を構築する。

教育課程の特徴

【中高共通】

- 英語教育に重点をおいた教育課程編成
- 「国語」以外の一部の教科等において専任外国人教員による英語を用いて授業を行う「イマージョン授業」の実施
- 自ら課題を発見し解決することを目的とした課題探究型授業の実施
- 突出した才能や強い個性をもつ生徒に対し、ICT機器の積極的活用等による特別なプログラムの実施

⇒ 教育課程は学習指導要領等に基づいて編成し、教育委員会の承認を必要とする旨を市条例に明記。

⇒ 年間授業計画の提出とともに、教育委員会による定期的な授業運営のチェック。

⇒ 英語教育等に必要な語学演習用機器、視聴覚教育用機器をはじめ、教育課程の実施に必要な機器・台数は教育委員会の責任で配備。

【中学校】

- 専任外国人教員による会話を重視した生きた英語教育の実施
- 学校選択教科として英語の授業時間を増時間するとともに、国際理解に関する教科を設置
- 高校の学習内容の先取り学習



【高等学校】

- 多数者間折衝・交渉が可能なレベルの英語運用能力を身につけるための教育課程
- 高校卒業時には全員が英検準1級の取得をめざす
- 国際バカロレアのコア科目である「TOK」を取り入れた「総合的な学習の時間」の実施

『国際バカロレアコース』

- ★ディプロマプログラムの実施。英語および日本語での授業を開講し、選択可能とする。
- ★国際バカロレアコース以外の生徒も、ディプロマプログラムの授業を科目単位で受講可能。

『グローバル・コミュニケーションコース(仮称)』

- ★国際的な舞台で、英語を用いて協議や情報発信ができるコミュニケーション能力を育成するための教育課程
- ★自国の伝統や文化を理解するとともに異文化を理解するための科目の履修

『グローバル・サイエンスコース(仮称)』

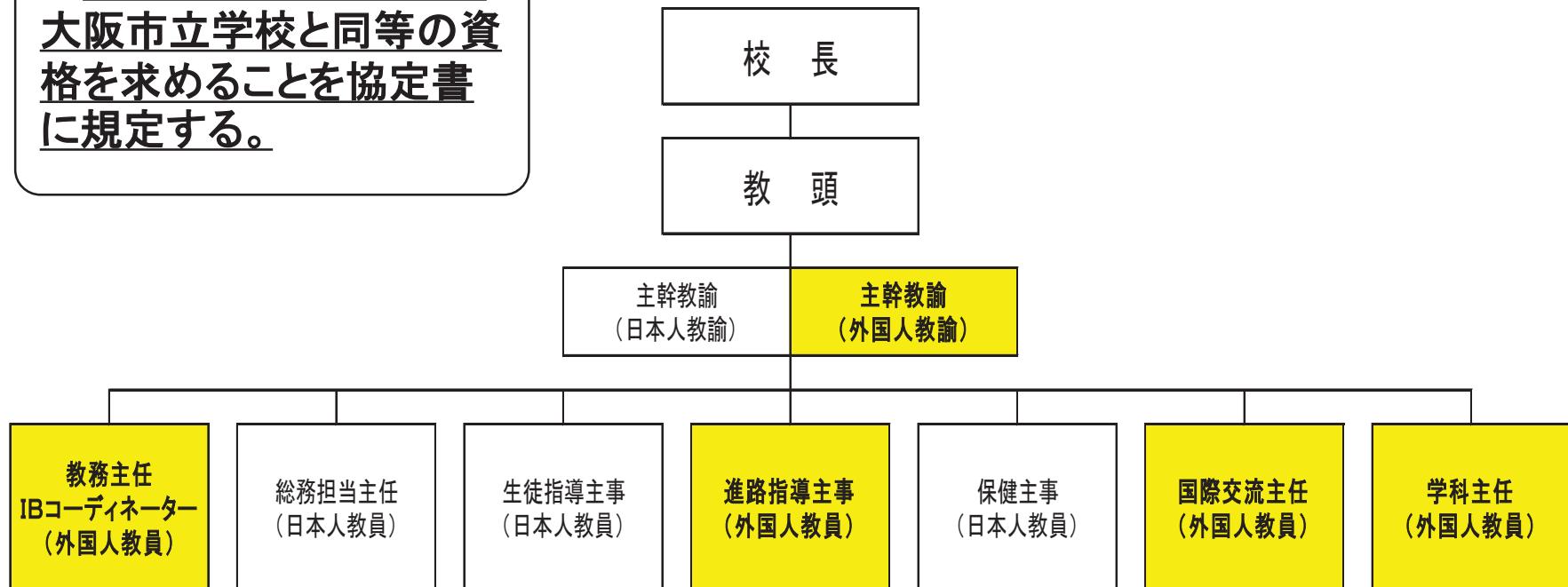
- ★自然科学の分野で国際的に活躍できる人材を育成するため、理数系科目の一部で英語を用いた授業を実施
- ★正解のない問い合わせや自ら設定した課題に取組む姿勢を養うため、実験や実習系の科目を多く取り入れた教育課程

- ・全教員のうち、約1／4～1／3程度が国内法に基づく教員免許(普通・特別・臨時)を有した、英語を母語とする外国人教員の配置を想定
(例:教員数が60名ならば、約15～20名が英語を母語とする外国人教員)
 - ⇒ 教育課程に基づいた教員配置計画を毎年教育委員会に提出。教育委員会による教員免許状の確認。
 - ⇒ 特別免許状の授与に当たっては、教員としてふさわしい質の担保が図られるよう、授与権者である大阪府教育委員会と協議
(教科に関する専門分野に関する勤務経験を有すること、第三者の評価を通じた資質の確認を行うことなどを定めた「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」(平成26年6月19日文科省通知)に基づき必要な研修等を実施)
- ・優れた能力や実績をもつ外国人教員等には、給与の優遇措置
 - ⇒ 優遇措置に伴う必要な財政措置については、本市が行う。
人件費に係る報告についても、教育委員会が厳格に確認。
- ・「英語科」教員は、半数近くの外国人教員の配置を想定
- ・「数学科」、「理科」、「芸術科(美術・音楽)」などの教科で外国人教員の配置を想定
- ・国際バカロレアの英語DPはほぼ外国人教員による授業を想定
- ・外国人教員をマネジメントする外国人主幹教諭の配置を想定

【公設民営の手法により…】

- ☆外国人教員の積極的な校務運営への関与が可能となる。
- ☆従来の公務員制度では不可能であった、主幹教諭をはじめ主任・主事などの管理的立場への外国人教員の登用が可能となる。

※校長については、他の
大阪市立学校と同等の資
格を求めることを協定書
に規定する。



参考資料①

専任外国人教員等による英語での授業について(中学校)

- 英語を母語とする外国人教員等により、「国語」以外の一部の教科等について英語を用いて授業を実施
- 学校選択教科として、各学年で「国際理解」、「言語活動(外国語活動)」の2教科を英語を用いて学習
- 学校選択教科ならびに総合的な学習の時間の一部を英語による探究活動の時間(「総合英語」)に充てる

時間割の例(中学校)

	月						火							水							木						金					
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
中学校1年	特	国	数	英	体	理 I M	社	英	理	国	数 I M	体	総合	技家	美術	美術・音楽	社	英	数	社	国	英	言語活動	国際理解	道	体	理	音楽	総合英語	国		
中学校2年	特	社	英	英	美	国	理 I M	体	数	社	国	英	総合	社	体	国	英	音	理	数 I M	理	英	体	数	言語活動	国際理解	道	国	総合英語	理	技家	
中学校3年	特	音	英	理	数 I M	社	技家	美	英	数	理	国	総合	体	社	理 I M	数	国	英	英	社	国	総合英語	体	言語活動	国際理解	道	理	体	社	英	数

- 各学年とも週32時間中、12時間を専任外国人教員による英語での授業を実施

- :英語で実施する授業

参考資料②

専任外国人教員等による英語での授業について(高等学校)

- 全てのコースで英語を母語とする外国人教員等により、「国語」以外の一部の教科等について英語を用いて授業を実施
- 国際バカロレアコースは専任外国人教員等による英語DPを実施するが、日本語DPの授業も同時開講
- 国際バカロレアコース以外の生徒も、専任外国人教員等による英語DP授業の科目履修が可能

時間割の例(高等学校)

		月							火							水							木							金						
		1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
高1	共通	L H R	総合英語	数学I	国語総合	科学と人間	体育	英語コミニ	世界史A	数学A	総合英語	体育	数学I	国語総合	英語コミニ	美術	音楽	世界史A	総合英語	情報	英語コミニ	国語総合	数学A	体育	家庭基礎	英語表現	数学I	科学と人間	国語総合	総合英語	保健	(国際理解) 探究I				
高2	IBコース(英語DP)	L H R	化学S	体育	国語H	I B	数学H	I B	数学H	歴史S	日本史A	化学S	I B	英語H	I B	国語H	英語H	生物S	I B	日本史A	TOK	総合	数学H	I B	保健	生物S	I B	国語H	I B	英語H	I B	歴史S	I B	体育	(国際理解) 探究II	
	IBコース以外	L H R	化学S	体育	古典B		数学II	英語コミニII	英語コミニII	世界史B	日本史A	化学S	I B	英語探求		現代文B	英語探求	選択科目	英語コミニII	日本史A	TOK	総合	IM	数学II	保健	英語コミニII	選択科目	現代文B	英語探求	世界史B	体育	体育	(国際理解) 探究II			
高3	IBコース(英語DP)	L H R	国語H	I B	化学S	I B	現代社会	体育	生物S	I B	英語H	I B	歴史S		選択科目		選択科目		体育	TOK	総合	英語H	I B	化学S	国語H	I B	課題論文	選択科目	数学H	I B	歴史S	(国際理解) 探究III				
	IBコース以外	L H R	現代文B		化学S	I B	現代社会	体育	ペート英語デイ		英語探求		日本史B		選択科目		選択科目		体育	TOK	総合	英語探求	化学S	古典B	探究異文化	選択科目	英語コミニIII		日本史B	(国際理解) 探究III						

- 各学年、全コースとも週35時間中、半分程度の時間を専任外国人教員による英語での授業を開講

- : 英語で実施する授業